

Ashiya information

お知らせ

全職員

「窓口コンシェルジュ」宣言



宣言式

来庁された市民の皆さんへ職員から積極的に声をかけご用件をお伺いし、窓口までご案内します。市民の皆さんおひとりおひとりに、寄り添った「窓口コンシェルジュ」を目指します。

問い合わせ お困りです課 ☎38-5401

組織改正・人事異動

【新たな課の新設と窓口の変更】

- ◆人権・男女共生課を設置
- ◆マネジメント推進課を設置
(行政改革を一層推進するための部門。業務改革の一環としてフリーアドレスを導入<座席の非固定化>)



【部長級以上〔旧役職名〕】

- ◇こども・健康部長 岸田 太〔管理部長〕
- ◇会計管理者 中西勉〔市民生活部人権推進課長〕

- ◇管理部長 本間 慶一〔会計管理者〕
- ◇学校教育部長 井岡 祥一〔市立浜風小学校長〕
- ◇市議会事務局長 寺川貴嗣〔市議会事務局議事調査課長〕

【芦屋病院〔旧役職名〕】

- ◇診療局内科参事(総合内科部長)
〈新設〉臼井 健郎〔診療局内科参事(消化器内科部長)〕
- ◇診療局内科参事(血液・腫瘍内科部長)
池田 弘和〔新規採用〕
- ◇診療局内科参事(消化器内科部長)
堀本 雅祥〔新規採用〕
- ◇診療局外科部長
野呂 浩史〔新規採用〕

【退職〔旧役職名〕】

- 三井 幸裕〔こども・健康部長〕
- 米原 登己子〔市議会事務局長〕
- 北尾 文孝〔学校教育部長〕
- 三方 彰喜〔人間ドックセンター長〕

問い合わせ 人事課 ☎38-2019

マンション共用部分
バリアフリー化工事の助成

分譲マンション共用部分をバリアフリー化する工事に対して費用の助成が受けられます。

- 対象 分譲の共同住宅(1棟21戸以上)の管理組合
※平成5年10月1日以降に建築の共同住宅(51戸以上)平成14年10月1日以降に建築の共同住宅(21戸以上)を除く
※すでに着工している工事は、助成できない

教育委員会からのお知らせ

本年度の重点取組内容を示す「教育指針」を作成しました。

令和2年度 教育指針



- 【1】自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成
- 【2】命と人権を大切にす教育の充実
- 【3】子どもたちの学びを支える環境の整備
- 【4】読書のまちづくりの推進
- 【5】多様な学びのできる生涯学習社会の構築

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087
教職員課 ☎38-2003

教職員の定時退勤日・ノー部活デー・
夏季学校閉校日の設定

- 全小中学校で「定時退勤日」(週1回)を設定しています。
- 全中学校で「ノー部活デー」(平日:週1回以上、土・日:週1回以上)の完全実施に向けて取り組んでいます。
- 夏季休業中(8月13日～15日)に学校閉校日を設定しています。

勤務時間終了後における電話連絡

下記の時間から応答メッセージに切り替えます。

- 小学校 午後6時
- 中学校 午後6時45分

場合があります。

- 対象事業 廊下・階段などの段差の解消・手すりの設置・床のノンスリップ化・通路や開口部の拡幅・エレベーターの設置等
- 助成額 助成対象工事費による定額制
上限30万円(助成対象額90万円以上の場合)
- 募集期間 5月18日～11月30日(先着順)
- 問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

空き家活用支援事業の
補助金交付

空き家を住宅や事業所・地域交流の拠点に活用するための改修工事に対して費用の助成が受けられます。

■対象 次の様な条件にあてはまる人

- ◆市街化区域内(奥池町・奥池南町・奥山・劔谷・城山を除く区域)にある
- ◆空き家・空き住戸の期間が6カ月以上
- ◆住宅や事業所・地域交流拠点として10年間以上活用しようとする人等

■募集期間 5月18日～11月30日(先着順)

■補助額

		一戸建て	共同住宅
対象 工事 費	住宅型 一般世帯	1,000千円 以内 (補助率 1/3)	666千円 以内 (補助率 1/3)
	住宅型 若年・子育て世帯	1,500千円 以内 (補助率 1/2)	1,000千円 以内 (補助率 1/2)
	事業所型	1,500千円 以内 (補助率 1/3)	1,166千円 以内 (補助率 1/3)
	地域交流 拠点型	5,000千円 以内 (補助率 1/2)	3,500千円 以内 (補助率 1/2)

■問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

軽自動車税の全額減免

障がいのある人へ、軽自動車税が自動車税の1台分を減免します。

- 対象 障がい者手帳等の交付を受けている人(以下「障がい者等」という)かその人と生計を一にする人が所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに当てはまるもの

- ◆障がい者等本人が運転するもの
- ◆障がい者等と生計を一にする人が障がい者等のために運転するもの
- ◆障がい者等のみで構成されている世帯を常時介護する人が障がい者等のために運転するもの

■申し込み 6月1日(月)までに、申請書・障